

press release

2012年8月7日

(本資料は、ロンドンにて 2012 年 8 月 6 日付で配信したプレスリリースの参考訳です)

ニューヨーク州金融サービス局により交付された命令について

スタンダードチャータード PLC (本社: ロンドン、最高経営責任者: ピーター・サンズ。以下「グループ」といいます。) は、その規制当局の一つであるニューヨーク州金融サービス局 (以下「DFS」といいます。) より 2012 年 8 月 6 日に受領し、ロンドン証券取引所の法令ニュースサービス (RNS) に通知を行った命令について、以下の見解を発表致しました。グループは、DFS が交付した命令の中で、事実として記載された内容について、強く否定をしています。

グループは、2010 年および 2011 年の決算報告、さらに 2012 年の中間決算報告 (「法規制の変更および法令遵守」の章の「リスク分析」の項、21 ページ) において、グループが過去の法令遵守状況について調査中であり、かかる調査について、米国の DFS、司法省、外国資産管理局、ニューヨーク連銀、およびニューヨーク地方検事局を含む複数の米国政府機関と協議を行っていることを開示しています。

また、グループは 2010 年 1 月に DFS をはじめとするすべての米国の関連機関に自発的に接触し、過去の米ドル建て取引、および米国による国際的制裁措置の遵守状況について調査を開始したことを報告しています。この調査は主に、2001 年から 2007 年までに行われたイラン関連の取引、特に、米国以外の国によるイランとの米ドル建て取引を継続させるために米国当局が確立した U ターン取引*に関する規制の遵守状況を対象としています。

この調査は外部の弁護士事務所およびコンサルタントによって行われました。グループは米国のすべての関連機関が情報を遺漏なく入手できるよう、弁護士事務所等との間における秘匿権、及び作成された書類等についての秘匿権を放棄するとともに、グループの調査結果について、DFS 及びその他関連機関に対し定期的に情報の更新と報告を行ってきました。その資料には、数千ページの書類と面談記録、さらに約 1 億 5 千万通にのぼる送金関係のメール等の調査が含まれています。

グループは、DFS によって交付された命令には事実が完全かつ正確に反映されていないと考えています。グループがすべての米国関係機関と共有してきた調査では、グループが対象期間を通じ、米国の制裁措置および U ターン取引に関する規制の遵守を図り、実際に遵守してきたことが示されています。グループが当局に開示してきたように、U ターン取引関連規制を遵守しているイラン関連取引の割合は 99.9% を大きく上回っており、これに違反している取引の総額は 1 千 4 百万米ドル未満です。

グループは、DFS の命令の根拠となっている、U ターン取引の例外措置 (連邦当局により執行及び施行されている連邦法) の法的解釈において、DFS の解釈に誤りがあると認識しております。またグループによるイラン関連の送金の調査において、当該時点において米国政府が指定していたテロリスト団体または組織に関連する送金は、一切発見されていません。

スタンダードチャータードは、イラン顧客との新規取引について、通貨を問わず、5 年以上前にすべて中止しております。また、グループは、調査の対象期間を通じ現在に至るまでの間、グループの国際的制裁措置遵守プログラムがいかに有効に機能していたかについて、DFS および他の米国関係機関に報告を行っています。

グループは米国の関係機関との間で継続的な協議を行っており、その内容にかかる決定事項は通常それらの当該関係機関との協議の上で決定されます。このためグループは、関係機関との協議が継続中である

にもかかわらず、DFS からの命令を受けたことを遺憾に思うとともに、DFS と話し合いをもった上で、その内容について抗議する意向を示しています。

グループは自らに課された責任を非常に重大なものと捉え、これまでも常に法令の遵守を図ってきました。上述した調査に自発的に着手し、米国関係機関との協議を行ってきたのもこうした高い法令遵守意識に基づくものです。

*U ターン取引... 第三国から入り、米国内でドル決済を行い、米国内に滞留することなく第三国に出て行く取引

メディアからの日本語でのお問い合わせは下記にて承ります。

スタンダードチャータード銀行
コーポレート・アフェアーズ部
Tel: 03-5511-1245 / Fax: 03-5511-9311
CA.japan@sc.com

スタンダードチャータード銀行ーアジア・アフリカ・中東地域における先駆者として

スタンダードチャータードはロンドン証券取引所、香港証券取引所、ムンバイ証券取引所ならびにインド国立証券取引所に上場している国際的な金融グループです。世界で最もダイナミックな市場ーアジア・アフリカ・中東地域において150年以上の歴史を誇り、グループの収益の約9割は、それらの地域で創出されています。また、世界70カ国以上で1,700余のオフィスを有する当行は、国際的なキャリア構築の機会を総勢87,000余名の行員に対して生み出しています。当行グループでは、長期的視野に立った持続性のある事業構築に取り組む傍ら、高いレベルでのコーポレートガバナンスを保持すると共に、社会的責任を果たし、環境保護と多様性のある人材育成にも力を注ぐことで、世界中の信頼を得ています。私たちのブランドプロミスである「Here for good」は、このような当行の伝統と企業価値を反映しています。

日本・アジア地域におけるスタンダードチャータード銀行について

日本におけるスタンダードチャータード銀行の歴史は、横浜にはじめての駐在員事務所を開設した 1880 年にさかのぼり、今年で 132 年目を迎えます。現在では、東京支店（千代田区・山王パークタワー）および丸の内支店（千代田区・岸本ビル）において約 260 名の従業員を擁しています。アジア・アフリカ・中東地域で投資事業を展開する日本の企業法人・金融法人のお客様向けに多岐にわたる金融サービスを提供するほか、2005 年には個人のお客様向けに「プライオリティバンキング」部門を開設し、さらなる成長を続けています。